

中国最新法律 Newsletter

Vol.45



Contents

1

国際法務

中国における輸出管理

－日系企業等の輸出管理リスト及び注視リストへの掲載－



2

新法紹介

1 商業秘密保護規定

2 20社の日本の実体組織を輸出規制リストに掲載する商務部公告、及び20社の日本の実体組織を注視リストに掲載する商務部公告

3 技術契約認定登記管理弁法

4 自動車業界における価額行為指針



3

中国からの風便り

インドは中国のように経済成長するか



中国における輸出管理
- 日系企業等の輸出管理リスト及び注視リストへの掲載 -



弁護士 松本 亮
弁護士 松本 亮

PROFILE

中国商務部は、2026年2月24日、「中華人民共和国輸出管理法」（以下「輸出管理法」という。）及び「中華人民共和国両用品輸出管理条例」（以下「両用品輸出管理条例」という。）に基づき、日本の企業及び大学等の合計20のエンティティを輸出規制管理リストに掲載した。これらの公告により、中国の輸出業者に対し、当該エンティティに対する輸出を禁止し、現在進行中の取引についても即時に中止するとともに、特殊な状況において輸出が必要な場合には商務部に対して申請するよう求めた（商務部公告2026年第11号、以下「第11号公告」という。）。

また、中国商務部は、同日、輸出管理リスト掲載のエンティティとは異なる合計20のエンティティを注視リストに掲載した。これらのエンティティは、両用品（軍民両用が可能な材料等）の最終ユーザー、最終用途が確認できないとされ、中国の輸出業者に対し、当該エンティティに対して両用品を輸出する場合、誓約書等の提出を求め、厳格な審査を実施するよう求めた（商務部公告2026年第12号、以下「第12号公告」という。）¹。

第11号公告及び第12号公告は、いずれも輸出管理法及び両用品輸出管理条例に基づくものである。

第11号公告は、輸出管理法第18条が根拠となっている。同条によれば、以下のいずれかに該当する場合には輸出管理リストに掲載できるとされている。

- ・最終ユーザー又は最終用途の管理要求に違反した場合
- ・国家の安全と利益を脅かす場合

・テロリストの目的に利用される場合

中国の輸出事業者は当該リストに掲載された輸入業者や最終ユーザーと取引をしてはならないとされ、特殊な状況において取引が確実に必要となる場合には、国家の輸出管理部門に対し申請しなければならないとされている。

次に第12号公告は、両用品輸出管理条例第26条が根拠となっている。同条によれば、商務部は、両用品の最終ユーザー及び最終用途の確認を行い、関係する組織や個人はこれに協力しなければならないとされており、輸入業者や最終ユーザーが規定の期限内に調査に協力せず、または関連する証明書類を提供しないことにより、最終ユーザーや最終用途の確認が困難となった場合、注視リストに掲載できるとされている。

中国の輸出事業者は、注視リストに掲載された輸入業者や最終ユーザーに対して両用品を輸出する場合、包括的な許可申請や情報の登録はできないとされ、単発の許可を申請する場合も、リスク評価報告書を提出し、かつ誓約書を提出しなければならないとされている。

また注視リスト記載のエンティティが調査に協力し、最終用途を無断で変更したり、第三者へ無断で譲渡したりするなどの事実がないことが確認された場合、商務部は注視リストから除外することができるとされている。

特殊な事情によりリストに掲載されたエンティティとの取引が必要となった場合、当事者からの申請を受けて、商務部は、両用品輸出管理条例第17条に従い、両用品の輸出許可申請を受理した日から、単独でまたは国家の関連部門と共同で、輸出管制法および本条例の規定に

¹ 輸出管理リスト及び注視リストは以下の URL を参照されたい。

輸出管理リスト：

http://www.mofcom.gov.cn/zcfb/blgg/art/2026/art_cfacd88ebce04b4c8c55e2048b2ef088.html

注視リスト：

https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/zc/art/2026/art_d37432417c264da3b957c452e335df24.html

基づき申請内容を審査し、45営業日以内に許可又は不許可の決定を下すとされている。国家の安全および利益に重大な影響を及ぼす両用品の輸出については、国務部は国家の関連部門と共同で、國務院の承認、または國務院および中央軍事委員会の承認を仰がなければならない。これら機関の承認が必要な場合、45営業日の制限を受けない。また商務部が輸出許可申請の審査を行うにあたり、法律に基づき、物品の鑑定、専門家への意見聴取、または輸出経営者や最終ユーザーへの実地調査を行う必要がある場合、それらに要する時間は45営業日には算入されないとされている。

では今回のような公告は、これまで中国においてどの程度出されているものなのか、これまでに出了された公告を以下の通りまとめてみた。

実施時期	対象国・地域	エンティティ数	公告番号
2025年1月2日	アメリカ	28	商務部公告 2025年第1号
2025年3月4日	アメリカ	15	商務部公告 2025年第13号
2025年4月4日	アメリカ	16	商務部公告 2025年第21号
2025年4月10日	アメリカ	12	商務部公告 2025年第22号
2025年7月9日	台湾	8	商務部公告 2025年第35号
2025年9月25日	アメリカ	3	商務部公告 2025年第51号

いずれも輸出管理リストへの掲載であり、注視リストへの掲載は、第12号公告が初めてのようである。両用品輸出管理条例第26条によれば、輸入業者や最終ユーザーが規定の期限内に調査に協力せず、または関連する証明書類を提供しない場合に注視リストに掲載できるとされ

ているが、今回掲載された会社がこのような協力を要請されていたのか、要請されていたとしてどの程度の期間を定められていたのか、どの程度協力されたのかは明らかではない。これらにつきいずれも明確な基準がないため、恣意的な運用がなされるリスクはあるといわざるを得ない。

上記のとおり、これまでも対象のエンティティが輸出管理リストに掲載されることはあったが、そのほとんどはアメリカを対象としたものであった。2025年以降にアメリカのエンティティを対象に出された商務部公告は、米中貿易摩擦の激化に伴う経済的対抗策として使用されたものであった。すなわち2024年12月、アメリカが中国の半導体生産能力を抑制するため、中国の140社を、アメリカからの技術輸出を禁止するエンティティリストに追加したため、それに対抗すると措置として出されたものであった。

したがって今回、中国の商務部が、日本のエンティティ20社を輸出管理リストに、またその他の20社を注視リストに掲載したことは、アメリカ以外の国に対する初めての厳しい対応であったといわざるを得ず、これまでの中国の方針からすると極めて異例な取り扱いではないかと思われる²。中国がかかる対応を採った理由について本稿ではあえて論じないが、国際経済を混乱させることのないよう予測可能性のある対応を切に望むところである。

以上

² 中国は台湾を自国の一地域であると考えている。なお台湾を対象にした商務部公告は、2024年末から2025年初頭にかけてアメリカが台湾に

大規模な武器売却や軍事技術を提供したことへの対抗策であると考えられている。

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス : info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには掲載されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

新法紹介

- 1 商業秘密保護規定
- 2 20社の日本の実体組織を輸出規制リストに掲載する商務部公告、及び20社の日本の実体組織を注視リストに掲載する商務部公告
- 3 技術契約認定登記管理弁法
- 4 自動車業界における価額行為指針

1. 商業秘密保護規定

(2026年2月24日公布 2026年6月1日施行)

2026年6月1日より施行される商業秘密保護規定（以下、「本規定」という。）が、2026年2月24日に国家市場監督管理総局から公布された。

商業秘密の保護については、反不正当競争法や最高人民法院の司法解釈のみならず、国家市場監督管理総局の前身である国家工商行政管理総局により1995年に「商業秘密侵害行為の禁止に関する若干規定」（以下「旧規定」という。）が公布・施行されていたがわずか12条の短い規定であった。そのため、昨今の商業秘密の重要性と時代の変化に合わせる形で、本規定が新たに公布、施行され、旧規定は廃止されることになった。主な内容は、以下のとおりである。

- ① 保護対象：公知ではなく、商業的価値を有し、権利者が適切な秘密保持措置を講じた技術情報、営業情報などを商業秘密として保護の対象とする。本規定では「公知」の該当性判断基準時を「商業秘密の侵害行為発生時」とし、事後的に公知となった場合も保護される旨を明確にしている。
- ② 権利者による秘密保持措置：実務上、商業秘密への該当性で問題となる秘密保護措置について、秘密保持契約・契約上の秘密保持義務、関係者への秘密保持の要求、商業秘密が関わるエリアの区分管理、操作権限の階層化・暗号化・操作ログの記録・データの匿名化、商業秘密が関わるネット設備等へのアクセス・使用等の制限、商業秘密及びその媒体の区分管理、離職従業員への抹消廃棄要請などの措置を講じた場合、情報の性質等に即して合理的措置と判断される。上記措置の列挙事由は、最高人民法院の商業秘密保護に関する司法解釈と基本的に同じ

ものであるが、本規定では、国内外での遠隔地勤務が珍しくない昨今の状況を踏まえて、操作権限の階層化・暗号化・操作ログの記録・データの匿名化等の措置を新たに追加した。

- ③ 禁止行為：本規定では、商業秘密の侵害行為として、盗み、賄賂、詐欺、脅迫、電子的侵入など不正手段による取得；不正手段により取得し営業秘密を開示・使用・第三者に使用させる行為；秘密保持義務又は権利者の要求に違反して商業機密を開示・使用・第三者に使用させる行為；他人を教唆・誘導・幫助して秘密を侵害する行為等を明記した。旧規定に比べて、各行為の具体的内容を規定しており、侵害行為の判断に資するものとなっている。
- ④ 合法的例外：本規定では、独自の開発、リバースエンジニアリング、合法的ルートでの取得、法に基づく当局への適法な情報開示については、不正当な侵害行為に該当しないものと定める。なお、本規定では、退職した従業員が在籍中に蓄積した一般的知識、技能、業界経験等を用いて業務を行うことも該当しない旨を明記した。そのため、企業としては、「商業秘密」と「一般知識や技能」の線引きを明確にする努力が求められることになる。
- ⑤ 権利侵害の推定及び立証責任の転換：本規定では、被疑侵害者の使用する情報と権利者が主張する商業秘密が実質的に同一であり、かつ被疑侵害者が商業秘密を取得できることを示す証拠がある場合、行政機関は、合法的な取得若しくは例外に該当する証拠が提示されない限り、商業秘密の侵害を認定できる旨を定める。当該規定は、反不正当競争法でも導入された推定と立証責任の転換ルールを行政機関による認定構造にも採用したものと考えられる。
- ⑥ 域外適用：本規定では、中国国外での商業秘密の侵害に

対して反不正競争法及び本規定が適用される余地を明記している。本条項については、あくまで国内市場競争秩序が混乱し、かつ国内事業者の合法的権益の侵害の存在を条件とするものの、注目する必要がある規定と思われる。

⑦ 侵害責任：侵害行為に対しては、以下のような責任が定められた。

- ア 行政的責任：最高500万円の罰金、違法所得の没収
- イ 民事責任：損害賠償、故意侵害の場合は懲罰的賠償の適用
- ウ 刑事責任：情状が重大な場合、犯罪として刑事責任の追及

2. 20社の日本実体を輸出規制リストに掲載する商務部公告、及び20社の日本実体を注視リストに掲載する商務部公告

(2026年2月24日公布 2026年2月24日施行)

2026年2月24日に、商務部より、日本の軍事力強化に関与する20社の日本の実体組織を輸出管制対象リストに入れたことが決定された。輸出事業者が当該20社に対して両用物項を輸出することが禁止され、外国の組織及び個人が中国産の両用物項を当該20社に譲渡し又は提供することが禁止されている。

更に、上記20社とは別に、両用物項の最終利用者及び最終用途の確認ができない20社の日本の実体組織を注視リストに入れることが決定された。輸出事業者が上記注視リストに掲載された実体組織に対して両用物項を輸出する場合、汎用許可を申請すること、又は登録・情報登録の方式により輸出許可書を取得することが禁止された。単品輸出許可を申請する際には、注視リストに掲載された実体に関するリスク評価報告書を提出する

とともに、両用物項を日本の軍事力強化に資する一切の用途に使用しないことに関する書面による誓約書を提供しなければならない。商務部は、注視リストに掲載された実体に対する両用物項の輸出について、その他の企業向けの輸出に比べ、相対的に厳格な最終利用者及び最終用途審査を実施するものと予想される。

3. 技術契約認定登記管理弁法

(2026年1月12日公布 2026年1月12日施行)

技術開発契約、技術譲渡契約、技術ライセンス契約、技術コンサルティング契約及び技術サービスの5類型が適用対象である。原則として売主側が登記し、輸入契約の場合は中国国内の買主が登記の申請をすることになる。主管当局は、性質、類型、技術取引額を確認し、登記証明を交付する。登記証明は税優遇・科学技術政策に基づく各種の優遇措置を受ける際に使用でき、実務上、日系企業が各種優遇措置を受ける際に検討することが多い。

4. 自動車業界における価額行為指針

(2026年2月11日公布 2026年2月11日施行)

自動車業界における価格協調、不当廉売、価格詐欺などを禁止し、製造から販売・サービスまでの一貫した適正な価格行動とコンプライアンス体制の整備を求めるものである。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス： info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

インドは中国のように経済成長するか

本コーナーは本来「中国からの風便り」であるが、春節明けにインドへ1週間ほど出張する機会があったので、今回は番外編としてインドの情報を寄稿させていただこうと思う。

私がインドを訪れたのは、IPBAという環太平洋弁護士協会の年次大会に参加するためである。IPBAは毎年場所を変えて開催されており、今回はインドのデリーで開催された。私もできるだけ毎年参加しているが、今回はインドということもあり、正直参加するかどうか相当悩んだことは事実である。その理由は、大学生のころにバックパッカーとしてインドを旅した際、リキシャーとの運転手の価格交渉でぼられたことや、現地の水を飲んでお腹を壊したことなど、インドでの色々な意味での「しんどさ」がフラッシュバックしたからである。しかし今回、久しぶりにインドに行って良かったと思っている。私がインドで感じたことをフレッシュな記憶のうちにここに書き留めてお伝えしたいと思う。

インドは今後、中国のように経済成長するか？私が感じた個人的な答えは、「経済成長はする、しかし中国ほどのスピード感はないだろう」というものである。

まず私がインドで感じたことは、「人口が多くエネルギーに溢れている」ということである。インドの人口は2025年時点で14.6億人であり、中国の14.1億人を抜いて世界第1位である。他方、インドの面積は中国の3分の1（約329km²）しかなく、人口密度は単純計算で中国の3倍である（約497人/km²）。またインドの年齢の中央値は29歳と若い人が多く、中国の41歳と大きな差がある。

IPBAはデリーの空港近くにあるエアロシティという外資系ホテルが集まるエリアで開催され、このエリアは外国人や一部のインド人セレブがいるだけでそれほどの混雑さは見られなかったが、この整然と作られたエリアを一步出ると、人・人・人、あらゆるところに人が溢れていた。一回の視界に入る人間の数が日本の5倍くらいはいる感覚である。

少し埃っぽい道路には車のクラクションが鳴り響き、その両側に露店のお店が軒を連ねて食べ物や水を売っている。散歩しているとインド人からデリーを案内しようと英語で声を掛けられる。商魂たくましく、要らないと伝えても、日本人か、東京か大阪か、これからどこに行くのだとずっとついてくる。また少し歩くと、バクシーシ（喜捨）を求める子供たちが声をかけてくる。その横ではまだ先ほどのインド人が観光に行かないかと一方的に話かけてくる。

これだけ多くの人々が生きていくために、それぞれ毎日の食い扶持を稼がなければならない。インドのGDPは2025年で約3.8兆ドルと発表されており、日本が抜かれるのではないかというニュースもあった。IMFの推計によるとインドの1人当たりの所得は3000ドル強とされ、日本の約3万6390ドルとまだ大きな開きがあるが、これだけ若い人が多くいるインドには秘められた強いパワーを感じざるを得なかった。これは、私が大学生の時、バックパッカーとして中国を旅行した際に感じたパワーに似たものであった。

他方でインドでは中国と異なる点も多数見受けられた。まずインドにおける人々の格差である。経済的な格差に加えて、インドにはまだカースト制の影響が残って

おり、努力したとしても抜け出すことができない階級・身分があるように感じた。またおおらかな（言い方を変えると少しいい加減な）国民性も生産活動に影響を与えるかもしれない。IPBAのOpening Sessionが、なんと予定されていた時間を30分過ぎても開始されず、ようやく始まったと思ったら20分程度で終了し、当初の予定より早く終わったときには笑いがこみあげてこざるを得なかった。この一事をもって決めつけるのはよくないかもしれないが、比較的勤勉な中国人に比べると、生産における効率や歩留まり率など、インドは中国に及ばないのではないと思われる。確かに労働者のコストは中国に比べると安価であることは事実であろうが、それだけで世界の工場となりうるかという疑問を抱かざるを得ない。

インドのIT産業は今後インド経済を牽引することになることは間違いないだろう。しかし、IT産業は一部の企業に莫大な富をもたらすものの、IT産業に関連しない企業や人々が恩恵を受けることが難しい。IT産業を含めた幅広い業界の発展があってはじめて、特に低所得者層の経済力を伸ばすことができ、インドの経済成長がより

期待できるだろうと感じた。

なおせっかくなので少し足を伸ばしてバラナシという町を訪れた。ガンジス川のほとりにあるヒンズー教最大の聖地である。そこではガンジス川の水を赤ん坊の産湯に使いながら、その横では火葬場の遺灰を川に流している。まさに生と死の混在する場所である。ヒンズー教によるとガンジス川で沐浴すれば輪廻転生から解脱できるということであり、インド各地からこの地を訪れる人が後を絶たない。ここで全身沐浴をして体を壊す日本人が多い（私の友人は以前沐浴して赤痢になり日本で隔離された）ことから、私は手をつけただけであったが、インドの人々の信仰に少しだけ触れられた気がした。

以上



具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス : info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。